

第1次五カ年計画期（1928-1932）の ソ連極東漁業における日本人労働者 — 頻発する労働争議とその背景 —

Looking for Better Jobs in the USSR: Japanese Seasonal Migrant Workers Employed by Soviet Far East Fishery Companies in the First Five-Year Plan (1928-1932).

神 長 英 輔*

要旨

The Soviet fishery industry in the Soviet Far East made rapid progress in the first Five-Year Plan (1928-1932). Soviet state-owned fishery companies made better catches and produced increasingly greater quantities of canned fish each year. Soviet fishery companies were then in competition with powerful Japanese companies that operated many demarcated fisheries along the Soviet Far East coast, especially in Kamchatka, since the Portsmouth Peace Treaty (1905).

In 1928, the USSR and Japan concluded their new fishery treaty that did not favor Soviet fisheries. The Soviet government attempted to promote Soviet fishery with the aid of Japanese fishery materials and transport ships. Over 4000 seasonal migrant workers from Japan contributed to the great success of Soviet companies.

However, these companies experienced many labor disputes by Japanese workers, especially in 1929. The workers complained about the terms of their contracts, which often differed from those presented in advance by employment agents in Japan. These companies also lacked sufficient arrangements for good operations, which was a cause of concern among workers who expected to be paid according to a percentage of profits.

キーワード：漁業、ロシア（ソ連）極東、労働問題、カムチャッカ半島、第1次五カ年計画

はじめに

この論文は1929年に日本の「北洋漁業」とソ連極東漁業に起こった変化を明らかにする試みである。

1929年はロシア史上の一大転機である。この年は「上からの革命」、すなわち全面的な農業集団化と強行的な工業化が始まった年であり、スターリン自身が「偉大な転換の年」と称した年だった。1929年にはソ連極東の漁業も大きな変化を経験した。この年、ソ連極東各地の漁場でソ連企業に雇われた日本人労働者たちが多くの争議事件を起こした。なぜ、この年に争議が多発したのか。そもそもなぜソ連企業がこれほど多くの日本人を雇っていたのか。この論文はこれらの具

* KAMINAGA, Eisuke [国際文化学科]

体的な問いに答えながら、この地の漁業に起こった変化の内実と背景を明らかにし、日本の「北洋漁業」とソ連極東漁業が相互に深く関わっていたことを明らかにする。

この時期にこの地の漁業が大きく変わりつつあったことは数々の研究が指摘している。しかし、双方の変化が相互に大きな影響を及ぼしあっていたことは論じられていない。そもそも日本では「北洋漁業」という概念がロシア(ソ連)沿岸で日本企業が経営する漁業を指してきたこともあり、日本の「北洋漁業」研究はソ連側の動向に積極的な関心をもってこなかった。一方、ソ連の研究は日本企業による「北洋漁業」に早くから注目してきた¹。

この時期の状況を論じたロシアの先行研究としては、第一人者のマンドリクの研究がまずあげられる。マンドリクはソ連企業が雇用した日本人労働者の数を具体的に示し、これらがソ連国内からの移住者に代えられていったことを紹介している²。ただ、これらの記述は簡潔なものにとどまり、1929年に頻発した争議にも触れていない。

ソ連企業が雇用した日本人労働者の数は1929年から1930年にかけて5000人近くに達した。一方、1929年、党中央委員会政治局はこれらの日本人労働者をソ連人に代えていくという決定をおこなった³。このことは何を意味しているのだろうか。

ソ連側は日本の労働力や技術を積極的に取り入れて地域の経済を発展させようとしていた⁴。実際、巨大な国営水産会社であるカムチャッカ株式会社(略称AKO、以下アコ)が発足したのは1927年6月である。カムチャッカの漁業史に詳しいイリイナは日本への依存が当然の結果だったとし、アコの誕生は「(本格的に)カムチャッカに戻ってくる日本に対してソ連側が出した回答だった」と述べている⁵。すなわち、日ソ漁業条約(1928年)や第1次五カ年計画(1928年)の前に、日本に頼りつつ日本を圧倒するという方針が定まっていたということである。

近年のロシアの一連の研究は、こうした状況の概略をよく描き出している。しかし、これらは現場の具体的な問題には触れていない。ロシアの研究はソ連企業に雇われた日本人労働者の争議にも言及していない。そうした「日本頼み」の漁業生産の実態も明らかにしていない。

この論文は日露の先行研究の成果をふまえ、双方が注目していない諸問題に光を当てる。これは、ソ連企業によるソ連極東漁業と日本企業による「北洋漁業」を相互に深く関わるものとして理解し、世界有数の豊かな海における巨大な産業の全体像を描き出すために不可欠な作業である。

1. 1929年の露領漁業

1.1. 日ソ漁業条約の締結(1928年)

1905年のポーツマス講和条約は日本の漁業者にとって福音だった。日本帝国の臣民が広大なロシア極東沿岸でロシア帝国の臣民と同等の漁業権をもつことになったからである。これ以降、カムチャッカ半島の沿岸を中心に日本のサケ・マス・カニ漁業が発展していった⁶。

ポーツマス講和条約を踏まえて1907年に締結された日露漁業条約は1919年に満期を迎えた。当時、日本政府は西シベリアのオムスクを拠点とする、反革命のボルチャーク政権を支援し、正式な政府として承認していた。1919年のロシア極東地域はボルチャーク政権の影響下にあった。日本政府は、漁業条約の効力を暫定的に延長するための交渉をボルチャーク政権との間で進め、ほぼ日本の要求通りに交渉は決着した。しかし、ソヴィエト政権の攻勢により1920年初頭にボルチャーク政権は崩壊した。日本政府はその後も反革命勢力の支援を続けたが、国内外からの強い批判を受け、1922年の秋に北サハリン以外のロシア極東全域から日本軍を撤収した。

ソヴィエト政権は成立当初から極東地方における日本の漁業権益の回収を試みていた。1921

年3月、ロシア・ソヴィエト共和国の外務人民委員部は、極東地方の各漁区の入札をロシア・ソヴィエト共和国と極東共和国でそれぞれ別個に実施することを計画した。その目的は、アメリカの漁業者をカムチャッカの漁区入札に参加させて日本の漁業者の漁区独占を打破することにあつた⁷。

日本がソ連と正式な外交関係を樹立したのは1925年の日ソ基本条約である。この条約によってポーツマス条約の有効性が確認され、これを受けて新たな漁業条約交渉が開始された。そもそもソ連政府は旧条約の内容を引き継ぐことに難色を示し、新条約の交渉は難航した。困難な交渉を経て新たな日ソ漁業条約が発効したのは1928年5月である。旧漁業条約が満期を迎えてからすでに10年近くがたっていた。その10年間、日本政府は極東の地方政権やソ連政府と暫定的な協定をそのつど結び、日本の漁業者はその枠組みのもとでソ連極東各地に出漁していた。

1928年の新漁業条約で日本政府は日本の漁業権益の現状維持に成功した。条約の議定書は一部の漁区に対する特別契約を認めていた。これはすでに整備されている漁区とその隣接漁区を高額の借区料を払うことで毎年の入札の対象外とし、10年間の長期借区を認めるという契約である⁸。特別契約は1928年11月に結ばれ、日魯漁業株式会社（現・マルハニチロ、以下日魯）などの日本の漁業者は、この特別契約の対象になった優良漁区、いわゆる「安定漁区」に積極的な投資をおこなうことができるようになった⁹。

1.2. 島徳（宇田）事件

新条約が定めた新たな漁業制度がはじめて実施されたのは1929年である。この1929年に露領漁業は大きな転機を迎えた。1929年4月におこなわれた漁区入札が露領漁業の最大手だった日魯に会社存亡の危機をもたらしたのである。いわゆる島徳（宇田）事件である。

この時期、日本の漁業者がロシア（ソ連）沿岸で経営していた漁業は「露領漁業」とよばれていた。そもそも「北洋漁業」は1930年代に一般に広まった用語法である。日本における「露領漁業」あるいは「北洋漁業」という概念は「ロシア（ソ連）領で日本人が経営する漁業」を意味しており、ソ連企業は含まれなかった。

露領漁業では、漁業条約が沿海州からカムチャッカまでの漁業の対象漁区を公式に定め、日ソの各企業や個人が毎年の入札でそれらの漁区を落札することになっていた。入札とはいえ、多くの漁区は前年度の経営者が権利を更新するのが通例だった。とくに日本の漁業者は漁業者の組合である露領水産組合の内部で相互の調整をすませており、日本の漁業者のあいだで漁区を奪いあうことはなかった。しかし、この年の4月の入札では、宇田貫一郎（元日魯社員）という人物が日魯の優良漁区を異例の高値でつぎつぎと落札してしまったのだ。

すぐに宇田貫一郎の背後に日魯元幹部の島徳蔵と中山説太郎がいることが明らかになった。現在では当時のトロヤノフスキー駐日ソ連大使が事件に関与していたことが確認されている¹⁰。日本から権益を回収するための一策としてソ連側が日魯の混乱と弱体化をはかったのである。

問題の解決にあたり、日魯は業界や政界に支援を求めた。独占的な地位にあった日魯の支援には批判も多かった。しかし、日魯は、「露領漁業は日露戦争で得られた国益であり、日魯がそれをソ連から守ってきた」と主張し、批判をうまくかわした。政財界の有力者の仲介を得て日魯と島らは和解した。さらに日ソ政府間の交渉を経て問題は全面解決し、日魯は前年並みの漁区数を維持することができた。

しかし、この年の入札ではこの騒動の一方でソ連側の多くの企業が日本側の多くの優良な漁区をかかなりの高額で落札し、あらたに経営することになった。この年は「露領漁業」における日本

の圧倒的な優位が大きく揺らいだ年だったのである。

1.3. ソ連極東漁業の発展

ソ連極東の漁業にとっても1929年は「偉大な転換の年」だった。まず、漁業に対する投資額は前年の500万ルーブルから1880万ルーブルへと3倍以上に伸び、さらに翌1930年には5500万ルーブルへと激増した¹¹。1929年に入札の対象となった漁区のうち、ソ連側は全体の36パーセントの漁区を落札した(1928年は14パーセント)¹²。この傾向は続く。1930年のソ連側の漁区は46パーセントに達し、漁区数で日ソはほぼ互角になった¹³。

漁獲量や製品の生産額は年による豊凶の変動が大きい。そのため必ずしも単純な右肩上がりではない。ソ連極東における水産製品の生産額(以下、カッコ内は生産量)は1928年が4000万ルーブル(15.3万トン)、1929年が4950万ルーブル(17.1万トン)、1930年が8700万ルーブル(31.7万トン)だった¹⁴。

1929年に漁区の数ほどに生産額が伸びていないのは豊凶の影響である。1917年以来、カムチャッカでは西暦の奇数年にカラフトマスが不漁になっていた。カムチャッカにおけるカラフトマスの主要な産地は西海岸地方である。この西海岸地方では、1927年が2100万尾、1928年が1億1100万尾、1929年が1500万尾というように1929年が大不漁だった¹⁵。しかし、1929年、ソ連極東全体でみるなら、漁獲量にしろソ連側の割合は大きく伸びた。日ソの漁獲量の百分比は、1928年が日本の83、ソ連の17だったのに対し、1929年には68対32になっている。条約の対象外の漁場も含めれば、1928年の49対51が、1929年には35対65となり、ソ連側の躍進はいっそう顕著だった¹⁶。

アコの漁獲量は豊凶の変動をしのぐ成長をみせた。第一次五カ年計画の初年の1928年におけるアコの漁獲量を100とすると、1929年は120、1930年が282、1931年が261、1932年が398となった¹⁷。この時期のアコはタラ漁業やニシン漁業の漁獲量を伸ばしており、上の数字にはその影響が含まれているとみるべきだろう¹⁸。

ただし、漁獲量ほどに生産額は伸びなかった¹⁹。高い付加価値を生み出す缶詰生産が立ちおくれ、生産の質的向上が計画通りには進んでいなかったのである。これは労働力、とくに熟練労働者不足が原因だった。すでに1928年夏、労働人民委員部が極東の水産業に対する労働力移入を指示していた²⁰。しかし、1928年、1929年ともにこうした移住策は予定通りに進まなかった²¹。漁期みの季節労働者の移入も辺境ゆえにうまくいかなかった²²。一方、日本の労働者はすべてが季節労働者で熟練者も多く、よく働いた。ソ連企業が日本人労働者を雇用した背景にはこうした事情があったのである。

以下では当時のソ連企業の経営についてももう少し見てみよう。アコと他の企業は対等な競争相手ではなかった。アコにはカムチャッカ地域の開発のために強大な権限が与えられていた。前出のイリイナは同時期の他地域の企業体と比較しながら、地域経営におけるアコの役割を論じている²³。このなかでイリイナはピリヤソフの研究を参考にしてアコを「超企業体」(суперорганизация)のひとつと定義している²⁴。

「超企業体」は高位の執行機関によって設置された独占企業体であり、地域の工業化のために資源開発の権限を独占していた²⁵。実際にアコはカムチャッカの漁業生産と毛皮生産を一元的に管理していた。それ以外にも、先住民の生活改善、各地への物資供給、国内からの移住者政策に関する権限を持ち、さらに地区ソヴィエトなどの政治機構を地域に行きわたらせるという政治的

な課題も担っていた²⁶。ただし、アコは囚人労働力を使用せず、それは「超企業体」としてはきわめて珍しいことだった²⁷。

当時のソ連極東地域の全体でみると、アコのほかにも極東国営漁業トラスト（Дальгосрыбгrest）や極東地方漁業連合体（Далькрайрыбаксоюз）などがあり、いずれも漁獲においてそれなりに大きな役割を果たしていた。実際、漁獲量（1930年）において両者はアコに肩を並べていた²⁸。ただ、以上で見たとおり、アコは単なる水産会社ではなく、その存在感は圧倒的だった。

一方で私企業も存在していた。同時代の日本側の外交文書には、ソ連のこれら「私企業」を名義のみの存在とみなす見解がある²⁹。1928年の新漁業条約は、ソ連の国営企業が落札できる漁区の数に制限を設けていた。その制限をかいぐるために実態のないニセの私企業に経営させているというのである³⁰。当時のソ連の「私企業」が日本のそれと大きく異なっていたのは確かだが、漁区入札のために「私企業」を装っていたというのは言い過ぎである。

革命前から続いていた私企業のひとつであるリユーリ商会の場合、資金は国営の極東銀行から調達し、日本で購入する漁具の調達は在函館のソ連通商代表部が担当し、雇用する日本の労働者への賃金支払いも通商代表部が引き受けていた³¹。日本の外交官らはこの点をあげて「私企業性」を否定していた。しかし、ソ連ではすべての金融機関が国有化されていたし、対外的な経済活動は通商代表部が管理していた。それゆえ、上記の点を指摘するだけでは「私企業の仮面をかぶった国営企業」と結論づけることはできない。

ただ、極東銀行を介して国家機関が私企業の経営に大きく関わり、私企業に対する制約が年々強まっていたのは事実である³²。リユーリ商会は極東銀行から融資を受けるにあたり、漁獲した魚の一部を国営企業に引きわたす条件を課されていた³³。河川漁業を担っていた漁業協同組合（アルテリ）も同様の義務のもと、獲った魚をアコに売却していた³⁴。リユーリ商会などの私企業がアコをしのご企業に発展していく可能性はまったくなかったのである。

2. 労働の実態

2.1. 漁夫と雑夫

この時期、ソ連極東のソ連企業で漁業に従事する労働者の数はめざましく伸びた。その数は1927年が1万7300人、1928年が2万3300人、1929年が3万1800人、1930年が5万人以上であり、1927年からの3年間で3倍近く、1928年からの2年間で倍近く増えたことになる³⁵。この大幅な伸びのなかに日本の労働者が含まれていた。

ソ連企業に雇われた日本人労働者のおよその数はいくつかの資料から知ることができる。日魯の社史である『日魯漁業経営史』はアコを含む4つのソ連企業に計4016人（1928年）が雇われていたと記している³⁶。大阪毎日新聞の記者で1929年に現地取材した長永義正は、ソ連極東沿岸で働く日本の労働者を約3万人とし、その半分が日魯、残りの3分の2が他の日本企業、3分の1がソ連企業に雇用されていると記している³⁷。この見積もりにしたがうなら、ソ連企業には約5000人が雇用されていたことになる。したがって、1928年にはソ連企業の全労働者2万3300人のうちの約4000人、1929年には3万1800人のうちの約5000人が日本の労働者だったとすると、ソ連企業の全労働者の2割弱が日本人だったことになる。『日魯漁業経営史』はこの4000人のうち、1762人がアコ、1449人がリユーリ商会に雇用されていたとしている³⁸。このアコの数字はソ連側の資料から計算したマンドリクの数字と大差ない³⁹。

労働者の職種は二つに分けられた。船に乗って魚を獲る労働者と漁区附属の工場で魚を加工する労働者である。当時はそれぞれ漁夫と雑夫と呼ばれた。漁夫と雑夫という大きな区分の下にはさらに細かい分類があり、経験と能力に応じて仕事が割り振られていた。

カムチャッカの大半の漁区は、魚を獲る漁区と漁区に建てられた工場を合わせて一つの漁場として経営されていた。1929年当時のカムチャッカを例にとると、ある漁場は5カ所の漁区からなり、187人の漁夫と198人の雑夫が労働していた⁴⁰。これは日本企業の例だが、ソ連企業と日本企業の漁場で大きな違いはなかったようだ。

1929年、アコの主力工場である、ウスチ・カムチャツク第2工場（カムチャッカ東海岸）では雑夫として214人の日本人が働いていた。当時の同工場では男女あわせて242人のソ連人が雑夫として労働していた。数でいえば、日ソの労働者数はほぼ半々だった⁴¹。同工場にはこれ以外に幹部職員が25人（ソ連人21、日本人3、米国人1）、一般職員が42人（ソ連人19、日本人21、米国人2）、それぞれ勤務していた⁴²。5つの漁区と工場からなる別の漁場（1929年、カムチャッカ東海岸でリユーリ商會が経営）の場合、漁夫はすべて日本人で140人、雑夫は183人（日本人96、ソ連人61、朝鮮人・中国人26）、幹部職員が21人（日本人12、ソ連人9）だった⁴³。

2.2. 労働者募集の手続き

次は労働者の募集手続きをみていこう。1924年の数字だが、「樺太・千島を含む」露領方面」の漁業労働者は約2万5000人から3万人で、このうち約半分が農業を本業とする出稼者で、約4割は帰国後も道内各地の漁場を渡り歩く漁業専門の労働者だった⁴⁴。

1926年ごろから出稼漁夫供給組合が各地に組織され、日本企業の多くはこれらの組合を介して労働者を集めるようになった⁴⁵。これらの組合は北海道、秋田県、青森県に始まり、1928年ごろからは岩手県、宮城県、新潟県に広がった⁴⁶。組合は町村単位で組織され、町長などが組合長を務めることもあったという。企業にとっては、こうした組合が労働者の身元を保証していること、そして募集の手間を組合に委ねられるという長所があった。警察や外務当局にとっても労働者の身元照会が容易になるという利点があった⁴⁷。

労働者にとっても、企業と組合が契約を結ぶため、一個人として企業から不利な条件を押しつけられる可能性が小さいという長所があった。また、組合によっては、労働災害に対する多少の補償を用意しているところもあり、これも労働者にとっての長所だった。組合という形ではないが、同郷の出身者のつてを介して雇われた例もあった。検証が必要だが、こうした人集めが制度化されて組合になったと考えることもできそうだ。

日魯では1920年代後半から組合を介した募集が拡大していった。中小の企業では、人手不足で急を要す場合に専門の周旋業者を介して函館で労働者を集めることもあった⁴⁸。

ソ連企業の募集については争議の詳細を記した日本の外交文書から知ることができる。1929年に極東国営漁業トラストが沿海州のカニ漁場で日本の労働者を雇用した際には、函館在住の船頭が募集を請け負っていた⁴⁹。また、アコが1929年に経営していたカムチャッカ西海岸のイチンスキイの漁場では、現場の責任者である日本人の「大船頭」が口約束で労働者を集めていた⁵⁰。町村の供給組合とソ連企業が契約していた例もあった。ソ連人のルビンシュテインが経営していたとされる、カムチャッカ東海岸のジュパノフスキイ漁区（カムチャッカ東海岸、カニ漁場、1930年）では、青森県の鱈ヶ沢・鳴沢漁夫供給組合を介して労働者が雇われていた⁵¹。

アコがタラ漁船やカニ漁船を備船する例もあった。1929年にアコが備船していた日本の漁船

の辰丸は当時、数少なくなっていた補助動力装置付きの帆船だった⁵²。また、やはり1929年にアコが備船していた亀栄丸はカムチャッカに向かう途中で二度も座礁し、千島の幌筵（バラムシル）島で船体を修理したすえにカムチャッカに到着した⁵³。この亀栄丸に乗っていた漁夫は供給組合によって募集された労働者だった⁵⁴。座礁を繰り返しかえたことはもちろん問題だが、漁船自体がカムチャッカへの漁夫輸送をおこなっていたことは目を引く。日本企業が経営するサケ・マス漁業では、漁船でなく専用の送り込み船が漁夫や物資を運ぶのが通例だった。こうした送り込み船はたいてい備船だった⁵⁵。アコの場合は函館からカムチャッカへの送り込み船として中国船を備船することもあった⁵⁶。

2.3. 現場の労働者の生活

戦後、北海道、東北、北陸の各地では、地域の人々が地域の歴史を自らの手であきらかにするため、古老の聞き取り調査がおこなわれた。その際、各地でカムチャッカへの出稼ぎ経験が語られ、記録された。彼らが語った漁場の記憶は80年以上を経た現在にあってもなお、生々しく、読み手に強烈な印象をもたらす。以下の回想はいずれも1930年前後の話である。

経験者は苦しいことばかり、つらいことばかりだったと口をそろえる。長時間労働で寝られないことがとくに苦しかったという⁵⁷。日魯の社史は「1日12時間から16時間労働」と記している⁵⁸が、実際はしばしば2時ないし3時起きで23時頃まで働いた⁵⁹。1916年から1944年までカムチャッカの日魯の漁場に勤め、作業長を務めた大泉金蔵（1901年生）は、会社の幹部と交渉して作業時間を5時から20時まで短縮(!)し、作業の効率を著しく上げたと言っている⁶⁰。

大泉は酒と食べものがいちばんの楽しみだったと言ひ、作業長としてみなのお食事にかなり配慮したと言った。大泉の現場では手間がかかるためにふだんは煮て出されるサケを焼きザケとして出したり、ヒラメを刺身にして出したりすることもあった⁶¹。

職位は階級制度そのものであり⁶²、昇進すると食事や睡眠時間も風呂も別になった⁶³。もちろん食べ物にも格差があった。漁場ではどこも新鮮な野菜が不足していた。浜に自生していたハナウドやヨモギを漬けて食べることもあった⁶⁴。畑が作られた漁場もあった。しかし、気候のせいも、そもそも野菜の育ちは悪く、育っても幹部の口に入るだけだった⁶⁵。

「(食事は)カロリーが足りている」と言われていた⁶⁶。飯と汁は確かに食べ放題だった。しかし、汁は魚と芋ガラなどを実にした塩汁であり、病人でもなければみそ汁は飲めなかった⁶⁷。そもそも汁のよそい方が悪いと、具の魚すらもろくに食べることはできなかった。労働者たちはおかわりをよそいに行く時間を惜しみ、わずかな休み時間に倒れるように眠っていた⁶⁸。それゆえ、風呂があっても、睡眠を優先したために風呂には入らず、服にはシラミがわき、シラミ取りが暇つぶしの楽しみだった⁶⁹。漁場を視察したある外交官が「番屋が清潔だった」と述べている⁷⁰ことからわかるように、そこで働き、起居していた人にしかわからない現実が外交文書に語られていないのである。

労働者たちは送り込み船の苦しさも語っている。彼らは資材とともに貨物船で運ばれた。船室では1坪に5人がつまこまれた⁷¹。幾人もが貨物船の甲板下の船室の悪臭と息苦しさ、波に尻を洗われるような吊り便所の恐ろしさを回顧している⁷²。送り込み船は実際に危険であり、甲板から海に転落して不明者が出ることもあれば⁷³、1929年には北海道の襟裳岬の沖で多数の死者を出す沈没事件も起こった⁷⁴。1930年には16人の病死者を出して労働者の虐待が疑われた、カニ工船のエトロフ丸事件も起きた⁷⁵。

以下では1929年に頻発した争議の事例を見ていく。厳しい長時間労働と食事が唯一の楽しみであったこと、これらが争議を読み解く鍵になっているのだ。

3. 頻発する労働争議

3.1. 契約と労働条件

新漁業条約の締結前後からソ連当局はさまざまな形で日本企業の活動に制約を課すようになった。そのひとつがソ連の労働法の適用である。「ソ連領内で活動する以上、日本企業もソ連の法令に従うべきだ」とするソ連当局の主張が日ソ間に紛糾をもたらした。

1929年以降について言えば、これは日本企業に対する圧力以上のものではなかった。ソ連企業に雇用された日本人労働者のあいだで争議が頻発したことが何よりの証拠である。1928年以前について言うなら、労働法遵守は建前と言いつてもいい。日本人労働者を雇ったソ連企業に労働法を厳格に適用することでその企業の生産に支障が出た事例も生じたからである。

1927年8月、極東国営漁業トラストが経営するウスチ・カムチャツク（カムチャッカ東海岸）の漁場で158人の日本人労働者が争議を起こした⁷⁶。この事件では、ソ連当局の宣伝員を名乗る日本人が漁場を訪れ、労働者には組合加入を勧め、通訳や船頭などの日本人幹部に対してはソ連の労働法規を守るよう求めた⁷⁷。日本人幹部は宣伝員の要求を拒んで紛争になった。結局、トラスト側がソ連当局の指示を受けて日本人労働者を退去させることになった⁷⁸。また、1928年8月には違法な条件で日本人の女性と少年を労働させているとしてリユーリ商会の缶詰工場が操業停止の命令を受けた⁷⁹。

こうした状況は1929年に変わった。1929年以降はあきらかに生産を重視するようになったのである。そのことは労働条件を定めた団体協約の変化にも表れている。1920年代後半、多くのソ連企業では労働組合と企業が団体協約を結んでいた。賃金ほかの労働条件はこの団体協約によって定められていた⁸⁰。この団体協約の性格が1929年に大きく変化した。労働条件を定めたものから、事実上、労働者を動員する手段に化したのである⁸¹。

ソ連企業に雇われた日本人労働者についても団体協約が問題になった。詳細は後述するが、日本の募集時の口約束と現地で示された契約内容がしばしば食い違い、それが争議の要因になったのである。現地でソ連企業から示された契約が団体協約だった場合もあれば、そうでない場合もあった。労働者にとっては口約束の方が良い条件だったことが多かった。団体協約のほうがよい条件だった場合は団体協約が守られずに（あるいは知らされずに）紛争になることがあった。

労働者はそもそも団体協約の存在を知らず、供給組合、船頭、周旋業者から示された口約束の労働条件しか知らないことが多かった。ただ、本来、団体協約は労働組合と企業の契約なので、厳密に言えば、組合に加入していない日本人労働者は団体協約の対象外のはずである。宣伝員の勧めに応じて加入した労働者もごく少数はいたが、大多数の労働者は日本の当局に目を付けられるのをおそれ、こうした誘いには応じなかった⁸²。1929年に争議が頻発したため、アコは問題点を整理し、「日本人労働者も団体協約の保護下にあるが、日本側の当事者同士で合意された契約（個人契約と称された）が優先される」という指針を定めた⁸³。すべての紛争の要因を団体協約に帰すことはできないものの、日本の外交文書で見ると、1930年は前年ほどに紛争が多発しなかった。

労働条件で紛争の焦点になったのが賃金の算定方法である。日本企業が経営する漁場では、ふつう、春から秋までの4、5か月間のうちで公休日はわずか3日に過ぎず、それ以外の日は早朝から深夜まで20時間近く労働させるのが通例だった。実際は悪天などのために公休日以外の休

日がしばしば生じたものの、きわめて過酷な長時間労働だった。こうした条件で時間給にすると経営側に不利になるためゆえか、当時は「九一金」とよばれる賃金制度が慣行だった。九一金は歩合制の一種で、労働者に対する賃金総額の一部を現場の船頭や雑夫長が個々の労働者の勤勉に応じて配分するというものである⁸⁴。九一金の総額は豊漁やそれにとまなう缶詰生産量によって加減された。

この制度には多くの問題があった。船頭や雑夫長の判断が恣意的で公平を欠くこと、労働者本人が自らの賃金額を算定できないことはとくに大きな問題だった⁸⁵。実際、多くの労働者は函館に帰ってきてはじめて自分の賃金額を知ることになった⁸⁶。日魯は1928年と1930年に賃金制度を改定し、問題の解消に努めた⁸⁷。

アコは日本人労働者に対して九一金制度を定めていた。団体協約によれば、アコは8時間労働制であり、8時間を超える労働時間のうち3時間までの残業分の賃金は九一金で代え、それ以上の時間に対しては追加の賃金を支払うことになっていた。これは労働者にとって好条件であり、実際、日魯と比べたアコの支払いは同じ年で1割増し以上だったと言われている⁸⁸。さらに、アコは全期間の3公休日以外に週1日の公休日を定めていた⁸⁹。

1929年の時点でこうした好待遇の話は日本の労働者には広く知られていたようである⁹⁰。しかし、実際には、1929年、ソ連企業と日本人労働者のあいだで争議が頻発したのである。

3.2. 争議の例(1) 労働時間

以下で争議の具体例を見てみよう。

1929年6月、アコがカムチャッカ西海岸中部のイチンスキイで経営する漁区(1486)で78人の日本人労働者が募集時の労働条件と現地で示された条件が違うとして争議を起こした。この漁場では104人の日本人(漁夫)と雑夫(工場作業員)と見られるソ連人20人が雇用されていた。争議に加わったのはこの104人の漁夫のうちの78人である⁹¹。

争点は募集時の口約束と現地で通知された本契約(団体協約)の条件が異なることだった。アコの規定では、出発前に本契約の内容が提示されなければならなかった。しかし、アコ側の準備が間に合わず、4月、労働者は契約文書を示されないまま、現地に出発した⁹²。

最大の問題は、口約束が「8時間労働制であり、超過時間に対しては追加で時間制の賃金が支払われる」⁹³としていたのに、実際の本契約が「追加労働分の賃金は九一金(歩合)で支払う」としていたことである。どちらの算定方法が有利だったのかは明らかでないが、口約束は「昭和4(1929)年度の本契約は昨年度よりも有利」という触れ込みだった⁹⁴。この事例では口約束の方が本契約より好条件だったわけだが、本契約を故意に知らされなかったのかどうかは明らかでない。

実際にはこの本契約すらも一部が履行されなかった。本契約は「1日6時間を超えない範囲で労働時間を延長できる」(つまり1日最大14時間労働)としていたのに、実際の労働時間は1日平均16、17時間に及んだ⁹⁵。さらに風呂をはじめとする番屋の設備が整っていないことや、本契約に定めのある賃金通帳(ここの労働者の労働時間を記録する文書)の交付がなかったことも紛争の要因になった⁹⁶。

現地に到着した労働者は4月早々に日本人幹部に対して賃金通帳の交付を求め、幹部側もそれに応じた⁹⁷。5月末になり、日本人幹部を通じて本契約(団体協約)の内容を記した文書が労働者に交付された。ここで事前の口約束と本契約の相違が明らかになり、労働者と経営側の交渉が始

まった。しかし、すぐに交渉は行きづまり、5月29日、78人の労働者がストライキを執行した⁹⁸。

この日、この時期のソ連企業の通例通り、評価＝争議委員会を介して労働者と経営者の交渉が再開したが、経営側は時間外労働の賃金を九一金で支払うことを譲らず、交渉は再び決裂した。労働者たちは周辺を航行している日本の駆逐艦の支援を求め、沖合に停泊していた日本の輸送船（アコの備船）に無線通信を依頼したが、輸送船の船長に事を荒立てないよう説得され、連絡を断念した。一方、経営側は、ハバロフスクの関係省庁に照会すると言いながら、早くも5月31日には労働者に函館送還を申しわたし、交渉はここで終了した⁹⁹。労働者は6月1日に輸送船で現地を退去し、7日に函館に帰着した¹⁰⁰。帰国後も両者は前払い金や賃金の精算をめぐる対立した。アコは募集元の出稼漁夫供給組合を訴えることもちらつかせていたが¹⁰¹、7月末、前払い金を精算しない代わりに九一金を支払わないことで事態は決着した¹⁰²。

以上の紛争は、口約束と本契約の相違を原因としている点で、1929年に多発した争議の典型といえるだろう。

3.3. 争議の例(2) 企業側の準備不足

企業側の不手際による争議も起こった。1929年4月、極東国営漁業トラストが経営する沿海州のネリマ河川口付近の漁区ほか（カニ漁業）で日本人労働者100人近くが争議を起こした。テント張りの宿舎、医師や薬の不備、劣悪な食料、よい通訳がないことなどの悪条件のため、到着当初の4月から労働者の不満は高まっていた¹⁰³。さらに同じ現場のソ連人労働者と比べて長すぎる労働時間、漁獲量の少ないイワシ漁業の現場に配属されたことで九一金が減る恐れ、契約の詳細が示されないことなどで、会社に対する日本人労働者の不信は強まった¹⁰⁴。宿舎や食料などは後に改善されたようだが、募集を請け負った日本人大船頭への不信は解消されず、経営側との交渉を経て漁期半ばの7月に90人以上が帰国することになった¹⁰⁵。

ソ連企業が経営していた漁区（カムチャッカ東海岸、タラ漁業）の例では、川崎船（沿岸漁業で使う小型船）が足りず、さらに漁夫の人員も足りなかったため、あきらかに例年並みの漁獲が見こめなくなった。つまり、漁獲量に連動する九一金の減収が必至だった。そのため、日本人の労働者が反発して争議になった。川崎船ほかの不足はソ連の在函館通商代表部の代金未払いが原因だった¹⁰⁶。代金未払いのため、日本からの納品が遅れたのである。この年、こうした資材の不足、資材不足による操業の遅れ、それらによる九一金減収への不満は他の漁区でも争議の原因になった¹⁰⁷。

ソ連企業のこうした不手際は第1次五か年計画初期の典型的な状況かもしれない。推測ではあるが、大胆な目標が掲げられる一方、資金も資材も人員も不足して現場に混乱が生じていたということである。

1929年は島徳事件の年であり、日魯の漁区では事件の影響で争議が起きた。日魯が経営するヴォロフスキ漁区とコルバロフ漁区（ともにカムチャッカ西海岸）は事件で宇田貫一郎が落札した漁区だった。そのため、日魯は問題が解決する7月までこれらの漁区で操業することができなかった。労働者は予定通り4月に現地に到着していたが、7月までは当初の計画通りの労働ができなかった。当然、九一金の大幅な減収が見込まれ、労働者は不満を抱いた。日魯は隣接漁区の7割に相当する九一金の支払いを約束したが、それに納得しない80人以上の労働者が帰国することになった¹⁰⁸。

北海道庁は、この年の争議による「北洋」からの帰国者を日魯の経営漁区が210人、ソ連企業

の経営漁区が222人とし、すべての争議の原因が九一金にあるとした¹⁰⁹。以上で見てきたとおり、原因をすべて九一金に帰することはできないし、頻発したすべての争議を把握することはそもそも難しい。

ただ、この道庁の報告書が「目下のところ、赤化宣伝等思想問題によって発したるものあるを認めず」としているのは注目に値する¹¹⁰。この時期、日本の関係当局は、労働者に対するソ連側の「赤化宣伝」を強く警戒していた。当局はどの争議の調査に際しても、「思想的」な要因やソ連側の煽動を念入りに分析していた。しかし、管見の限り、日本側の当局はほぼすべての争議を労働争議以上のものではないとしているのである。この道庁の報告書もそうした認識と一致している。

実際、カムチャッカの現場には、ソ連に亡命した日本人の宣伝員が出没し、争議中の他の漁区の事情を紹介したり、争議解決のために経営側を仲介したりすることもあった¹¹¹。しかし、労働者たちは冷静だった。熟練の労働者のなかには革命前後からのロシアの実情を知る者も多く、こうした宣伝員に対してはとくに冷淡だった。日本の外交官の言葉を借りれば、彼らは宣伝に対し「無関心と言うよりむしろ翹蹙」していた¹¹²。

この時期、各地の日魯漁区ではソ連人の研修生も働いていた¹¹³。日本の労働者たちは彼らと話し、親しくなることもあった。彼らは日本の当局者が考えるよりもソ連人のことをよく知り、堅実なものを見方をしていたのである。

おわりに

1929年は確かにソ連極東漁業の転機だった。ソ連にとって日本との新漁業条約(1928年)は妥協の産物だったが、ソ連は攻勢に出た。まず、1927年に発足したアコを中心に国营企業が再編された。そして、1929年、新条約の枠組みのもとで、ソ連企業は経営する漁区数を大幅に増やし、それ以降、漁獲量と製品の生産額を大きく伸ばしていった。この五か年計画当初の生産拡大を支えたのが日本人労働者だった。また、日本製の資材や日本船の備船なくしてもソ連企業の躍進はありえなかった。

1929年は争議の年でもあった。島徳事件の影響で日魯の漁区でも争議が起こったが、ソ連企業の漁区でも争議が頻発した。この論文はおもに日本側の資料に基づいていくつかの争議の実態をあきらかにした。争議に関係する文書から労働者の募集手続きや現場の労働者の生活の実態を知ることができた。

この論文は妥協なく生産拡大を進めるソ連企業の姿を明らかにした。あくなき量的拡大を追求するという点では、日本人の労働力に頼っていたとはいえ、同時期の他のソ連企業となら変わりなかった。労働者の側から見れば、口約束に振りまわされ、超長時間労働を強いられるという点で日本企業とソ連企業に大差はなかった。日本人労働者の数は1930年以降に急減し、急速にソ連人労働者に代替されていった。カムチャッカのソ連企業から日本人労働者がいなくなったのは1933年とされる¹¹⁴。

この論文が明らかにしたこととすでに知られた歴史的事実を重ねると、新たな問いが生まれてくる。相次いだ争議は次年度以降のソ連企業のあり方にどのような影響をもたらしたのか。日本人労働者はその後、急減し、ソ連国内からの移民労働力で代替されたが、その過程でどのような問題が生じたのか。生産性は維持されたのか。ソ連極東では1930年代半ばから中国人労働者の追放も進むが、このことと漁業における労働者の代替は関わっていたのだろうか。日本側につい

でも新たな問いを思いつくことができる。1929年と1930年に多くの労働者がソ連企業に雇用されたことで日本側にはどのような影響があったのか。日本企業の漁区数が減ったので大した影響はなかったのか。

課題は多い。ロシアと日本の研究者が相互の成果を十分に参照して考察を深めていくことが望まれている。この論文がそうした成果のひとつとして読まれれば幸いである。

¹ *Ильина В.А.* Японский промышленный лов на Камчатке в 1907-1928 гг. // Вестник Томского Государственного Университета. 2007. №307. С. 78.

² *Мандрик А.Т.* История рыбной промышленности российского Дальнего Востока (1927-1940 гг.). Владивосток, 2000. С. 50-51.

³ *Галактионов Е.Н.* Проблемы советского-японских отношений в 30-е гг. XX в. и их влияние на обеспечение безопасности советского Дальнего Востока. // Каспийский Регион: Политика, Экономика, Культура. 2015. №2(43). С. 32.

⁴ *Кошкарева С.Г.* Советская концессионная политика на Дальнем Востоке страны (1920-1930-е гг.). // Вестник КРАУНЦ. Гуманитарные Науки. 2012. №1. С. 22.

⁵ *Ильина В.А.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока в 1920-1930-е гг. (На примере Акционерного Камчатского Общества) // Вестник Томского Государственного Университета. История. 2008. №3. С. 89.

⁶ この節と次節の記述の多くは拙著『「北洋」の誕生』成文社、2014年)による。

⁷ *Фролова Е.А.* Советская концессионная дипломатия на Дальнем Востоке. // Власть. 2008. №8. С. 125.

⁸ 日魯漁業株式会社編『日魯漁業経営史』第1巻、水産社、1971年、186-187頁。

⁹ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、187-188頁。

¹⁰ 富田武『戦間期の日ソ関係 1917-1937』岩波書店、2010年、163-164頁、170頁。

¹¹ *Ворончанин И.* Япония и СССР в конвенционных водах (Экономический очерк). М. Хабаровск. 1931, С. 60.

¹² *Ворончанин.* Япония и СССР. С. 62.

¹³ *Ворончанин.* Япония и СССР. С. 62.

¹⁴ *Ворончанин.* Япония и СССР. С. 60. マンドリクも水産製品の生産量(重量)の数字をあげている。その数字は本文であげたものと多少食い違うが、おおむねの傾向は同じである (*Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 44.)。

¹⁵ *Под ред. Журид П.Г.* Камчаткая область. М. 1934, С. 55.

¹⁶ *Ворончанин.* Япония и СССР. С. 64.

¹⁷ Камчаткая область. С. 62.

¹⁸ Камчаткая область. С. 64.

¹⁹ Камчаткая область. С. 72. *Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 44.

²⁰ *Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 50.

²¹ *Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 51

²² *Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 49-50.

²³ *Ильина.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока.

²⁴ *Ильина.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока. С. 88.

²⁵ *Ильина.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока. С. 88.

²⁶ *Ильина.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока. С. 89-90.

²⁷ *Ильина.* О формах хозяйственного освоения территорий Северо-Востока. С. 90.

²⁸ *Ворончанин.* Япония и СССР. С. 61.

²⁹ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(3)」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C04021842200 (23-24/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。

³⁰ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(3)」JACAR Ref.C04021842200 (23-24/50)。

³¹ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(3)」JACAR Ref.C04021842200 (23-24/50)。

³² *Мандрик.* История рыбной промышленности. С. 102-103.

³³ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(5)」JACAR Ref.C04021842400 (30-31/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。

³⁴ 外務省通商局編『勘察加事情』外務省通商局、125-126頁。

- ³⁵ *Ворончанин. Япония и СССР. С. 61.*
- ³⁶ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、233-234頁。
- ³⁷ 長永義正『カムチャッカ大観 漁業・労働者・紀行』万里閣書房、1930年、75-76頁。
- ³⁸ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、233-234頁。
- ³⁹ *Мандрик. История рыбной промышленности. С. 50.*
- ⁴⁰ 長永『カムチャッカ大観』81頁。
- ⁴¹ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(5)」JACAR Ref.C04021842400 (28-29/50)。
- ⁴² 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(5)」JACAR Ref.C04021842400 (28-29/50)。
- ⁴³ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(5)」JACAR Ref.C04021842400 (30-32/50)。
- ⁴⁴ 「北露カムチャッカに於ける労働状況」『労働時報』(厚生省勤労局) 大正13年12月号、1924年、11頁。
- ⁴⁵ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、199-200頁。
- ⁴⁶ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、199-200頁。
- ⁴⁷ 朝日新聞社編『最近の海外新市場』上、朝日新聞社、1932年、196-197頁。
- ⁴⁸ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、200頁。
- ⁴⁹ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(8)」JACAR Ref.C04021842700 (32/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。
- ⁵⁰ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (12.16/103)、極東露領沿岸ニ於ケル漁業関係雑件／漁場労働者関係／露側雇傭邦人漁夫関係(争議関係ヲ含ム) 第二巻(E-4-9-0-1-2-2_002)(外務省外交史料館)。
- ⁵¹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割2」JACAR Ref.B09042020600 (64-65/72)、極東露領沿岸ニ於ケル漁業関係雑件／漁場労働者関係／露側雇傭邦人漁夫関係(争議関係ヲ含ム) 第二巻(E-4-9-0-1-2-2_002)(外務省外交史料館)。
- ⁵² 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (8/103)。
- ⁵³ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割2」JACAR Ref.B09042020600 (39/72)。
- ⁵⁴ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (51-52/103)。
- ⁵⁵ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、202頁。
- ⁵⁶ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (16/103)。
- ⁵⁷ 佐藤金勇『北洋の出稼ぎ 北辺漁場に生きた小作農民の近代史』1985年、秋田文化出版社、69頁ほか。
- ⁵⁸ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、223頁。
- ⁵⁹ 佐藤『北洋の出稼ぎ』25頁、108頁。
- ⁶⁰ 佐藤『北洋の出稼ぎ』25頁。
- ⁶¹ 佐藤『北洋の出稼ぎ』30-31頁。
- ⁶² 長永『カムチャッカ大観』84頁。
- ⁶³ 佐藤『北洋の出稼ぎ』88頁。
- ⁶⁴ 佐藤『北洋の出稼ぎ』40頁。
- ⁶⁵ 佐藤『北洋の出稼ぎ』90頁。
- ⁶⁶ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、224頁。
- ⁶⁷ 佐藤『北洋の出稼ぎ』71頁。
- ⁶⁸ 佐藤『北洋の出稼ぎ』71頁、124頁。
- ⁶⁹ 佐藤『北洋の出稼ぎ』72-73頁、106頁、108頁。
- ⁷⁰ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(3)」JACAR Ref.C04021842200 (11/50)。
- ⁷¹ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、223頁。
- ⁷² 佐藤『北洋の出稼ぎ』65頁、68頁、107頁。
- ⁷³ 佐藤『北洋の出稼ぎ』41頁。
- ⁷⁴ 佐藤『北洋の出稼ぎ』151頁。
- ⁷⁵ 井本三夫編『北前の記憶 北洋・移民・米騒動との関係』桂書房、1998年、289-290頁。
- ⁷⁶ 「7. 邦人漁夫送還関係」JACAR Ref.B09042019800 (6-7/25)、極東露領沿岸ニ於ケル漁業関係雑件／漁場労働者関係／露側雇傭邦人漁夫関係(争議関係ヲ含ム) 第一巻(E-4-9-0-1-2-2_001)(外務省外交史料館)。
- ⁷⁷ 「7. 邦人漁夫送還関係」JACAR Ref.B09042019800 (10-11/25)。
- ⁷⁸ 「7. 邦人漁夫送還関係」JACAR Ref.B09042019800 (20-22/25)。
- ⁷⁹ 「7. 邦人漁夫送還関係」JACAR Ref.B09042019800 (23-25/25)。
- ⁸⁰ 塩川伸明「ソ連における団体協約制度およびその変容」『スラヴ研究』31号、1984年、50-51頁。
- ⁸¹ 塩川「ソ連における団体協約制度」59頁。
- ⁸² 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(9)」JACAR Ref.C04021842800 (4-5/8)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。

- ⁸³ 「報告書集 5」『司法研究』（司法省調査課）第12輯、1930年、201-202頁。
- ⁸⁴ 長永『カムチャッカ大観』97頁、「北露カムチャッカに於ける労働状況」11-12頁。
- ⁸⁵ 朝日新聞社『最近の海外新市場』上、200頁。
- ⁸⁶ 佐藤『北洋の出稼ぎ』77頁。
- ⁸⁷ 日魯漁業『日魯漁業経営史』第1巻、240-242頁、248頁。
- ⁸⁸ 「報告書集 5」247頁。
- ⁸⁹ 「報告書集 5」243-244頁。
- ⁹⁰ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(2)」JACAR Ref.C04021842100 (40/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。
- ⁹¹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (12-13/103)。
- ⁹² 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (19/103)。
- ⁹³ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (19/103)。
- ⁹⁴ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (20/103)。
- ⁹⁵ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (20/103)。
- ⁹⁶ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (20, 24-25/103)。
- ⁹⁷ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (20/103)。
- ⁹⁸ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (21-22/103)。
- ⁹⁹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (20-25/103)。
- ¹⁰⁰ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (13-14/103)。
- ¹⁰¹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (14/103)。
- ¹⁰² 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割2」JACAR Ref.B09042020600 (1/72)。
- ¹⁰³ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割2」JACAR Ref.B09042020600 (8-9/72)。
- ¹⁰⁴ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割2」JACAR Ref.B09042020600 (10-11/72)。
- ¹⁰⁵ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割2」JACAR Ref.B09042020600 (66/72)。
- ¹⁰⁶ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割2」JACAR Ref.B09042020600 (59-60/72)。
- ¹⁰⁷ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (8,39/103)。
- ¹⁰⁸ 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(4)」JACAR Ref.C04021842300 (9/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。
- ¹⁰⁹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (68/103)。
- ¹¹⁰ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割1」JACAR Ref.B09042020500 (68/103)。
- ¹¹¹ 「4. 堪察加国営漁場ニ於ケル争議関係／分割2」JACAR Ref.B09042020600 (33-34/72)。
- ¹¹² 「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(6)」JACAR Ref.C04021842500 (28-29/50)、「公文備考 F 艦船 巻5の3」(防衛省防衛研究所)。
- ¹¹³ 佐藤『北洋の出稼ぎ』82頁、129頁。「堪察加管区西海岸漁場出張復命書(3)」JACAR Ref.C04021842200 (2/50)。
- ¹¹⁴ Курмазов А.А. В каком направлении развиваются российско-японские рыболовные отношения? // Труды ВНИРО. 2010. №149. С. 410.